

府立高校生徒が自死行為に至った事案  
の調査報告書  
(公表版)

令和6年7月2日

大阪府立学校いじめ防止対策等審議会調査部会

令和5年度教高第1767号諮問 調査報告書

## 目次

第 I 部 本調査の概要	1
第 1 章 本調査部会の目的	1
第 2 章 本調査報告書で用いる略称等	1
第 3 章 本調査部会の委員の一覧	2
第 II 部 本事案の調査方法	2
第 1 章 調査の方針	2
第 2 章 具体的な調査方法	2
第 III 部 本件に関連する、学校を取り巻く状況(一般論)	3
第 1 章 青少年の自死行為	3
1 節 日本での現状	3
2 節 自殺の要因分析	4
3 節 子どもの自殺の特徴	6
4 節 自殺に追いつめられる子どもの心理	7
第 2 章 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割	8
1 節 スクールカウンセラーについて	8
2 節 当該校における SC の役割	8
3 節 スクールソーシャルワーカーについて	8
4 節 当該校における SSW の役割	9
第 3 章 ██████████	9
1 節 ██████████	9
2 節 ██████████	9
3 節 ██████████	10
第 4 章 部活動	10
1 節 文科省等の国によるガイドライン等	10
2 節 大阪府による方針	11
3 節 当該校における部活動	12
第 IV 部 調査結果に基づく事実認定	13
第 1 章 事実経緯	13
1 節 本事案前日まで	13
2 節 本事案当日(10月28日)の経緯	15
第 2 章 当該生徒と本件顧問の会話内容について	16
1 節 認定した内容	16
2 節 その他の発言	17
3 節 録画部分	17
4 節 本事案後の経緯	18

第3章	本事案に至ったこととの因果関係	20
1節	本件会話が不適切な指導に当たるか	20
2節	本件会話が、本事案に至ったことと因果関係を有するか	21
第V部	評価と検証、再発防止に向けた提言	21
第1章	生徒の背景事情の把握と共有	21
1節	生徒理解の向上	21
2節	自己指導力の育成	21
3節	教職員の協力体制	22
第2章	部活動への参加	23
第3章	生徒会選挙結果の掲示方法	25
第4章	事後対応が組織的なものといえるかどうか	26
1節	事実関係の調査手法	26
2節	本件基本調査報告書の作成経緯	26
3節	当該生徒両親への対応	27
4節	小括	27
第5章	個々の教員の当事者意識	27
第6章	当該生徒への合理的配慮	29
第7章	SC/SSWの活用	30
第8章	事案後の他生徒に関する情報共有・ケース会議	31
第VI部	終わりに	34



文科省：文部科学省

なお、「子ども」と「子供」など、資料の引用部分などで、表記の揺れが生じている箇所がある。

### 第3章 本調査部会の委員の一覧

植木 和彦 弁護士（部会長）

桶谷 守 学識経験者

角谷 茉美 弁護士

金水 和子 臨床心理士

前田 泰宏 臨床心理士

（五十音順）

## 第II部 本事案の調査方法

### 第1章 調査の方針

本事案に関しては、本調査部会が委嘱を受ける前に、当該校が作成した、本件基本調査報告書が存在している。そこで、同報告書のほか、そのもとともなった、当該校などが作成した議事録・聴取メモなどのほか、本事案前に当該校全体で実施されていたアンケートや、本事案後に関係する生徒らに対し実施されたアンケートなどの資料についても、調査活動の資料とすることとした。

また、それらの資料も踏まえ、青少年の自死行為や部活動を取り巻く現在の環境だけでなく、SC/SSW や ████████ についても、調査活動に不可欠であると考えられたため、それらについての一般論も含め、調査活動の対象とした。

そして、当該校に所属していた教員らだけでなく、当該生徒所属クラスの生徒や、本件部活動に関係する生徒らに対しても、広く情報を求めることとした。

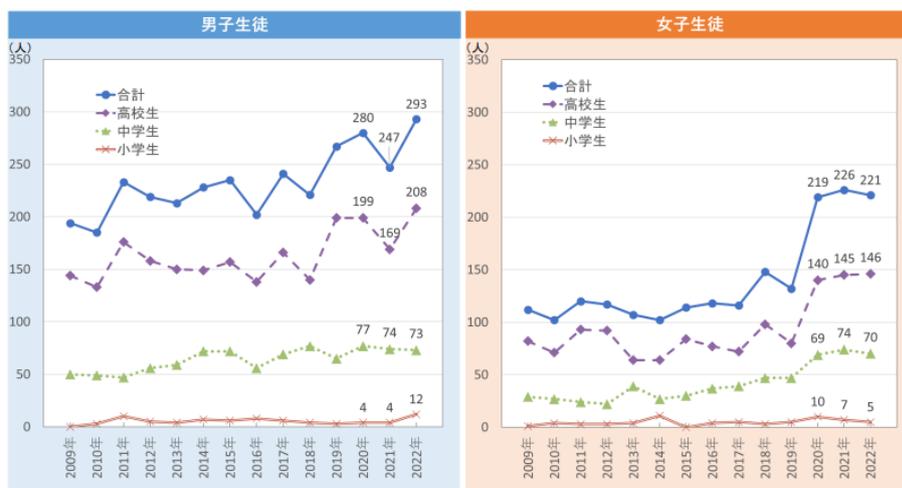
### 第2章 具体的な調査方法

本調査部会は、令和5年7月26日に第1回調査部会を開催した後、令和6年7月2日までに、15回にわたり開催し、本調査報告書の作成などの作業に当たった。

また、その間、当該生徒や当該生徒両親からの意見を聴き取るなどしたほか、当該校の教員らからの聴き取りなど、延べ19回22人にわたり、聴取作業を行った。

そして、生徒らに対しても広く情報を求めるため、再度のアンケートや聴き取りの依頼を行い、複数の生徒らから回答を得られたほか、一部の生徒らからは再度の聴き取りを行うことができた。





資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

上のグラフ(令和5年9月5日 第5回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議 厚労省提出資料)のとおり、小中高生の自殺者数は上昇傾向にある。

## 2節 自殺の要因分析

文科省は、全国の学校の協力により、平成25年末までに約500の調査票を集計し、児童生徒の自殺の背景となった可能性のある事実関係に関するデータをより多く収集・分析し、「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を行った。それらを分析した「子供の自殺等の実態分析」(平成26年7月1日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)では、各背景別の傾向として、次のことが挙げられた。

### <学校要因>

- (1) 学校は子供にとって生活時間の大半を過ごす場所であるため、友人関係のトラブルやいじめから孤立感を強めるといった状況が自殺の背景にみられる事例がある。学業不振、成績低下という学習面でのつまずきが、自尊感情の低下を招き、自殺の背景となっている事例も少なくない。
- (2) 思春期以降の子供、とりわけ高校生にとっては、進路の問題が悩みにつながるものが多くみられる。大学受験の失敗や就職活動の不調が喪失体験につながる事例もみられる。また、自分の進路希望が親の意向と合わずに悩みを深めている事例もあり、家庭問題と絡む事例もある。
- (3) 数は少ないが、教員が生徒指導や学習指導等において、子供の立場に立った適切な指導を行うことができなかつたために、学校での居場所をなくしたと感じた事例もみられる。
- (4) 自殺に及んだ子供の生活を見ると、それ以前に、しばしば欠席日数の増加、成績の低下などを認めるため、子供の行動の微妙な変化と捉えて、きめ細かな対応をすべきである。

### <家庭要因>

- (1) 家庭環境での問題もこの世代の子供にとって重要な危険因子である。要する

に、学校でも家庭でもサポートが得られない状況に、自殺した子供が置かれていたという事例がある。

例：貧困、親の病気、厳しすぎる躰（しつけ）、過大な期待、DV、ネグレクト、親の精神疾患、親の別居、離婚、再婚、死別、進路を巡る親子間での意見の不一致。

#### <個人要因>

##### (1) 精神疾患等

- ・自殺に至った子供に関して、適切な精神科治療や必要な支援を受けていれば自殺予防につながったと思われる例は少なくない。具体的に挙げられていた精神科診断名等としては、統合失調症、摂食障害、うつ病などがあった（特に高校生の例では、大人と同じような形で精神疾患の存在が自殺と関連していると思われる例が散見された）。
- ・統計的に「不明」とされている例の中にも、その記述から背景に精神疾患等が存在する恐れが疑われるものも少なくない。例えば、学校での不適応行動（欠席、不登校、成績不振、友人との不仲）、あるいは「皆に笑われている」「周りの目が気になる」「自分の考えていることが他の人にわかってしまう」などといった猜疑（さいぎ）的、被害的な言動の背景に精神疾患等が存在していることも疑われる。

(2) 精神疾患等の可能性ばかりでなく、身体障害等のある子供も、例えば、継続的な症状への悩み、手術やそのための転校への不安など、病気や障害に関する不安や悩み、周囲の人の理解不足等による悩み、将来への不安等から、精神的に不安定な状態になることもあるので、学校での不適応行動が認められる場合などには、適切な対応が求められる。

(3) 子供の自殺の危険が極めて高いと認識されるサインがありながら、適切な対策が採られず、自殺を予防できなかった例もあった。

例1：リストカット、自殺念慮などがあり、スクールカウンセラーに相談するようにアドバイスをしていたものの、具体的な対策を採らなかった。

例2：自己の安全や健康を守れない状態（無免許運転による事故、医師の指示による治療の拒否など）を放置していた。

例3：直接的な自殺のサイン（子供による自殺願望の表明、自殺をほのめかすメールの送付、死後の世界の話に言及など）を見逃す。

(4) 進路や対人関係の悩みといった、この年代に特有の問題も確かにあるのだが、それだけではない（自分の存在感や価値が見いだせないなど）。

(5) なお、以前からの性格としては、以下のような特徴が指摘されている。

- ・未熟・依存的：大人しい、優しい、皆に従順、孤立しがち、幼少の頃から反応があまりない、コミュニケーション能力が低い。
- ・衝動的：他の子供への暴力など、衝動性のコントロールが不能な状況を示している。
- ・孤立・抑うつ的：単なる孤立ではなく、病的な点が目立ち、精神障害の発病前の状態を示している可能性があった。

- ・強迫的・極端な完全癖：成績が良かった子供が、自殺願望を訴える。成績もスポーツの成績も優秀だった子供がささいな失敗を契機に自殺行動に及ぶ。
- ・反社会的：窃盗、暴力、無免許運転などで問題行動に気づかれた子供がいた。

### 3節 子どもの自殺の特徴

子どもの自殺の特徴について、令和3年8月25日開催の第3回生徒指導提要の改訂に関する協力者会議において、関西外国語大学の新井肇教授は、①高い衝動性、②大人からみると些細に思える動機、③死への親近性、④大人と異なる死生観、⑤純粹さ・敏感さ・傷つきやすさ、⑥影響されやすさ（自殺の連鎖＝「群発自殺」）の6つを挙げた上で、それぞれについて次のように述べている。（【 】は、上記①～⑥に対応するよう、本調査部会が付したものである。）

【①】子供たちの自殺には大人と少し異なる特徴がある。1つは非常に衝動性が高いということ。自殺衝動が高まってから実際に行動化するまでの時間が短いケースが多い。また、未遂者からの聴き取りで、きっかけとなる出来事から決行までの記憶がほとんどないというケースもみられる。

【②】それから、本人にとっては重大なことだけれども、大人からはささいに見える動機という場合もある。

【③】そして、子供たちは死に近いところにあるのではないかということ。これは北海道の学校保健審議会の調査だが、自殺や死について、1日に何回か細部にわたって考える割合が、高2で3.0、中2で2.4、小5でも1.3%となっている。自殺や死について、1週間に数回、数分間にわたって考えることがある割合は、高2、中2、小5でそれぞれ7.4、5.3、4.2%と示されている。また、テレビの番組が自殺場面を平気で流したり、インターネット上には自殺補助サイトが数限りなくあることなどを考えると、子供たちは死に近いところにあるのではないか。

【④】そして、子供たちは大人と異なる死生観をもつ。佐世保の小6女子児童殺害事件の翌年、長崎県教委が調査をした結果をみると、「死んだ人は生き返ると思いますか」という質問項目に、小4から中2の子供たちのうち、15.5%の子が「はい」と答えている。

（中略）

【⑤⑥】そして、子供たちは敏感で傷つきやすい。そのために他者の死の影響を強く受ける。グラフのとおり、前の年に比べて40%から50%、急に自殺が増える年がある。アイドルの自殺やいじめ自殺等があって、報道が繰り返される中で、自殺の連鎖が起きてしまう。

（中略）

リスクの高い児童生徒はどのような背景を持っているのだろうか。例えば、いじめが直接自殺の原因というように、単一の原因に帰せられるケースのほうがはむしろ少ない。個人の要因や家庭の要因等、様々な要因が重なり、複合的な要因が絡み合っている中で、自殺が起きてしまうと捉えるべきなのではないか。

(中略)

小学生は家庭の問題が圧倒的に多い。中学生になると、家庭の問題に加えて、男子は学業不振、女子は学友との人間関係が出てくる。いじめに関しては3.6と3.5%、小学校の女子が9.5でやや高いが、全体的には約2%から4%の数字を示している。

高校生になると様子が変わって、女子は鬱病、鬱病以外の精神疾患、これが1位、2位の原因となる。3番目に進路の悩みがくる。男子は学業不振と進路の悩みの後に、鬱病が原因として上がってくる。子供たちの自殺の背景に、1つは学業や進路に関わる学校の問題、それから家庭の問題、そして精神疾患等病気の問題、この3つが大きく背景としてあるということが言えると思う。

(中略)

自殺のキーワードは孤立である。「自分は独りぼっちだ」、「誰も自分のことなんか心配していない」、「自分なんかいないほうがいいのではないか」という思いが、人を自殺に追いやる場所がある。恐らく自殺の多くは、生きていたいけれどもそれができず追い詰められて死という選択肢しか浮かばなくなり、そして死を選ばざるを得なくなるという強い死であると思う。

#### 4節 自殺に追いつめられる子どもの心理

文科省が平成21年3月に作成した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」内の「第2章 自殺のサインと対応」では、「自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的」であるとした上で、自殺にまで追いつめられる子どもの心理の共通点として、次のものを挙げる。

- 1) ひどい孤立感：「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」としか思えない心理に陥っています。現実には多くの救いの手が差し伸べられているにもかかわらず、そのような考えにとらわれてしまうと、頑なに自分の殻に閉じこもってしまいます。
- 2) 無価値感：「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」といった考えがぬぐいされなくなります。その典型的な例が、幼い頃から虐待を受けてきた子どもたちです。愛される存在としての自分を認められた経験がないため、生きている意味など何もないという感覚にとらわれてしまいます。
- 3) 強い怒り：自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れることができず、やり場のない気持ちを他者への怒りとして表す場合も少なくありません。何らかのきっかけで、その怒りが自分自身に向けられたとき、自殺の危険は高まります。
- 4) 苦しみが永遠に続くという思いこみ：自分が今抱えている苦しみをどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという思いこみにとらわれて絶望的な感情に陥ります。
- 5) 心理的視野狭窄：自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態です。

また、同資料では、自殺の危険因子として、①自殺未遂、②心の病（うつ病、統

合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害など)、③安心感のもてない家庭環境、④独特の性格傾向(未熟・依存的、衝動的、極端な完全癖、抑うつ的、反社会的など)、⑤喪失体験(離別、死別、失恋、病気、けが、急激な学力低下、予想外の失敗など)、⑥孤立感(仲間からのいじめや無視など)、⑦安全や健康を守れない傾向(それまでとくに問題のなかった子どもが事故や怪我を繰り返すようなこと)の7つを挙げる。

## **第2章 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割**

### **1節 スクールカウンセラーについて**

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、文科省では、平成7年度から、「心の専門家」として、SCを全国の学校に配置してきた。(文科省ホームページ 児童生徒の教育相談の充実について 2 スクールカウンセラーについて より一部抜粋)

大阪府立高等学校では、SCは公認心理師又は臨床心理士の有資格者で、学校での職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから教育委員会により任用された者が、全ての府立高校に配置されている。生徒からの相談のほか、保護者や教職員等からの相談、学校内で実施される会議での助言をその職務としており、1回あたり5時間、年間10回の派遣が基本である。(教育庁のホームページより一部抜粋)

### **2節 当該校におけるSCの役割**

当該校では、SCは平成23年度に配置となり、令和2年度より学校の予算を活用して5回分を追加し、年15回の派遣体制をとっている。月に1回程度、学校と相談して勤務日を決定する。

勤務時間の大半は、本件教育相談委員長から個別事案の報告を受け助言することに当てられており、これが主たる任務になっている。そのほか、次の業務を行っている。

- ・コーディネーターの教員(教育相談委員長と兼務)が家庭や学校などに悩みを持つ生徒や保護者のカウンセリングの調整をし、個別面談を行う。
- ・家庭や学校などに悩みを持つ生徒や保護者に対応する教員への助言をする。
- ・月1回開催される当該校の教育相談委員会がSCの勤務日と重なった場合には、これに参加し、個別具体的な事案についてのコンサルテーションを行う。
- ・学年主任や担任などの教員から、個別事案について相談を受ける。

### **3節 スクールソーシャルワーカーについて**

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられる。その様々な環境に働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在として、SSWが、問題を抱えた児童生徒に対し、環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用い

て、課題解決への対応を図っていくことが求められている。(文科省ホームページ  
スクールソーシャルワーカー活用事業より一部抜粋)

SSW は、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者  
ら、実施主体が選考し認めた者を採用している。大阪府立高等学校では、令和6年  
度現在115校に配置しており、1日に6時間、派遣回数は学校からの要望に応じて  
決定される。(教育庁ホームページより一部抜粋)

#### 4節 当該校におけるSSWの役割

当該校では、令和3年度にSSWの配置依頼があり、令和4年度に配置校となり年  
6回、令和5年度は12回の配置回数となっている。SCと同じく、本件教育相談委  
員長から報告を受け、ヤングケアラー生徒を中心としたカウンセリングおよび、対  
応する教員へのコンサルテーションをするというのが主な勤務内容で、時には関係  
教員と共に個別のケース会議に出席することもある。勤務時間の大半は、本件教育  
相談委員長から個別案件の報告を受け、助言している。

### 第3章

#### 1節

[Redacted content]

#### 2節

[Redacted content]

[Redacted text block]

### 3 節 [Redacted]

[Redacted text block]

## 第4章 部活動

### 1 節 文科省等の国によるガイドライン等

平成 24 年 12 月、大阪府内の高校の部活動顧問教員の体罰を背景として高校生が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生した。学校教育における体罰は、従来、学校教育法で禁止されている決して許されない行為であるが、文科省は上記の事案の発生を受け、改めて体罰禁止の徹底、懲戒と体罰の区別等についての通知が発出された（平成 25 年 1 月 23 日及び同年 3 月 13 日付け文科省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）。また、政府の教育再生実行会議からは、平成 25 年 2 月に

体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定することが提言された。そして、文科省において「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置され、全国的に運動部活動での指導における体罰の根絶と運動部活動の指導者を支援することを目指して、運動部活動における指導の在り方についての検討がなされた。その成果は、平成 25 年 5 月に「運動部活動での指導のガイドライン」として公表された。

その後、文科省管轄のスポーツ庁において、運動部活動の運営の適正化に向けて、練習時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員等の活用などについて考慮が望まれる基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「スポーツ庁ガイドライン」という。）を作成するための検討会議における検討を経て、平成 30 年 3 月にスポーツ庁ガイドラインが策定された。その前文には、「（運動部活動は、）体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒どうしや生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する」と記されている。なお、スポーツ庁ガイドラインは、「義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象」として策定されたが、「高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む」ことが推奨されている。同様に、文化庁においても「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「文化庁ガイドライン」という。）を平成 30 年 12 月に策定している。また、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要であり、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、令和 2 年に、スポーツ庁及び文化庁としても、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。令和 4 年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成 30 年に策定した「スポーツ庁ガイドライン」及び「文化庁ガイドライン」を統合した上で 2022（令和 4）年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「スポーツ庁・文化庁ガイドライン」という。）として全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示された。因みに、高等学校における「部活動」については、高等学校学習指導要領（文科省、2018（平成 30）年告示）において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」（第六款学習運営上の留意事項）と記されている。

## 2 節 大阪府による方針

以上のような文科省における取り組み、スポーツ庁ガイドライン及び文化庁ガイドラインを受けて、大阪府では、平成 31 年 2 月に「大阪府部活動の在り方に関する

方針」(以下、「大阪府方針」という。)を策定し、対人交流を通じた生徒の多様な「学びの場」として、部活動の教育的効果を十分に発揮できるように、地域や学校の特色、また活動分野や目的、競技種目等に応じた最適な実施をめざしてきた。さらに、近年の、部活動に加入する生徒の減少や教員の働き方改革への取組みが急務の課題となってきたことを受けて、その課題解決の方策の一つとして、高等学校において複数校による「部活動」の合同実施を促進すべく、令和5年度から「部活動大阪モデル」を段階的に導入することになり、そのガイドラインが『「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドライン』(令和5年2月、教育庁)として公表されている。また、「スポーツ庁・文化庁ガイドライン」を踏まえ、長期的に生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築に努める必要があり、本府が平成31年2月に策定した「大阪府方針」を令和5年8月に「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(以下、「大阪府部活動等方針」という。)として改定することとし、学校部活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たに地域クラブ活動を実施するために必要な対応について、府の考え方を示している。

本件当時の「大阪府方針」における具体的な内容については、「1 適切な運営のための体制整備」、「2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み」、「3 適切な休養日及び活動時間の設定」の3つの大項目に分けて、それぞれの指針が示されている。加えて、学校の設置者は、大阪府方針に掲げられている「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に際しては、大阪府方針を参考に、休養日及び活動時間を策定し、明記するようにと定めている。

### 3節 当該校における部活動

当該校においては、上記の大阪府方針の定めに従い、「部活動に係る活動方針」(以下、「当該校方針」という。)を策定し、当該校ホームページに掲載している。

当該校方針の内容は、概ね大阪府方針にならったものである。そして、当該校方針における「休養日及び活動時間の設定について」は、以下のように定められている。

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日(定期考査期間等)を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- (3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動すると

ともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

上記の「休養日及び活動時間」に関する本件部活動における運用状況について調査した結果、年間での休養日は104日以上取得されていた。しかし、本件部活動においては合同部活動の形態を採用していることもあって、学校休養日（土曜・日曜）は、合同校との練習や練習試合、公式戦等に当てられることが多く、土曜日及び日曜日いずれも部活動を実施していた。調査を行った範囲では、本件部活動以外に一つの部活動が同じく土曜日及び日曜日いずれも部活動を実施しており、それ以外の部活動では土曜日と日曜日のいずれかを休養日としていた。一方、上記（4）の活動時間の定めに関しては、調査を行った範囲では、概ね遵守されていることが窺えた。

ところで、部活動への生徒の参加に関しては、スポーツ庁ガイドライン、文化庁ガイドライン及び大阪府方針のいずれにおいても、「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと」（策定趣旨より抜粋）と一般的な指針が示されるだけに留まり、部員が部活動に遅刻したり休んだりする際のルール等については特に具体的な方針は定められていない。

そして、本件部活動の場合、部員が遅刻や休む際には、その都度必ず電話で本件顧問に連絡を入れることが部活内のルールとして本件顧問により決められていた。その他、部員間もしくは部員と本件顧問の間の連絡方法に関しては、3つのライングループ（①3年生部員とマネージャーと本件顧問のライングループ、②当該校部員とマネージャーのライングループ、③合同チーム全員のライングループ）によって行われていたようである。

## 第 IV 部 調査結果に基づく事実認定

### 第 1 章 事実経緯

#### 1 節 本事案前日まで

##### 1 当該校について

当該校は、共学の大阪府立高校である。ほとんどの生徒が進学を希望し、就職をする生徒は毎年数名程度である。当該校の教員によれば、真面目な生徒が多いとのことである。

##### 2 当該生徒本人について

当該生徒は令和4年4月に当該校に入学する。入学前に生徒・保護者が作成する高校生活支援カードでは、当該生徒は、「自分をもっとも得意と感じる力」について「先生の話きちんと聞く力」を選び、当該生徒両親は、「得意なこと…や評価してほしいところ」について「いろんな友達と仲良くできる」と記載していた。

本事案までの、当該生徒の出席状況については、欠席3日、遅刻3日で、成績の状況も良好であった。授業態度も真面目だったが、何度か提出物を忘れていたり、遅れたりすることはあった。気を張りすぎている、気を遣いすぎていると印象を持つ教諭もいた。

当該校での、当該生徒の友人や教諭からの評価は、概ね「優しい」「丁寧な話し方」「真面目」「気遣いができる」と言ったものであり、当該生徒両親も当該生徒のことを優しい性格と述べていた。

本事案前に、当該生徒が何か特別に悩んでいる様子はなかった。アンケート等からも当該生徒がいじめを受けていた等の事実は出ておらず、当該生徒や当該生徒両親からも、当該生徒がいじめを受けていたとの話は出ていない。

### 3 部活動の状況

当該生徒が入部した本件部活動は、他校との合同練習を行っており、持ち回りで、部活を行っていた。平日は、移動時間を含め、十分な部活動の時間を確保できないため、基本的に土日は部活動の試合や練習があり、平日に週1回休みがあった。考查期間や年末年始・お盆等にまとまった休みがあるため、年間104日を超える休日は設けられていた。

当該生徒は令和4年4月27日、本件部活動に入部した。中学は陸上部で、経験はなかったが、部活動見学や友人からの誘いで、部への入部を決めた。当該生徒と同学年の部員は3名おり、1名は経験者で、当該生徒を含め2名が未経験者であった。

当該生徒は、本件部活動に毎日参加し、練習にも真面目に取り組んでいた。周囲の部員から見て、当該生徒について特に気になることはなく、部員との関係も良好であった。本事案の数日前の本件部活動においても、変わった様子は見られなかった。

当該生徒も、本件部活動については、大変な部分もあったが楽しかった、チーム全体としても仲が良かったと述べた。

本件顧問は、令和4年9月頃より、1年生の部員3人に対し、今後の課題や練習の振り返り記載する「部活動ノート」に記載して提出するよう指示し、本件顧問は提出されたノートにコメントを記載して返却するというやり取りを行っていた。

本件顧問から当該生徒に対しては、部活動ノートを忘れたときや、部活動に遅刻をしてきたときに注意をすることがあった。また、当該生徒が公式戦の集合時間に遅れたことに対し、本件顧問は当日の試合には出さず、試合後公式戦の重み等を指導したこともあった。

当該生徒は、本事案前の本件顧問に対する印象について、「優しい」「特に悪いことはない。」「丁寧に教えてくれた」等と述べた。指導を受けたことについて、特段強く叱責されたという認識は持っていなかった。

### 4

## 5 資格試験について

資格試験については、もともとは、当該生徒父が、自身の仕事で役立つものであったため、勉強していたものである。その後、当該生徒が、当該生徒父と共に勉強するようになって、令和4年9月頃に資格試験に申し込んだ。本件担任は、本事案の数日前（同じ週）に試験に必要な在学証明書を取得するというので、当該生徒が受験することを知った。

## 6 生徒会選挙について

1年1学期、当該生徒が所属するクラスは、生徒会との関係で、代わりの学級代表を決めることになった。その際、当該生徒が立候補し、当該生徒が前期の学級代表を務めることになった。

2学期になると、本件生徒会担当が、各クラスの担任に対し、生徒会の立候補者を募るよう要請を出した。当該生徒はその際は立候補せず、後日、本件生徒会担当が、当該生徒に対し、生徒会に立候補しないかと声をかけた。それがきっかけになって、当該生徒は、友人である本件生徒A・本件生徒Bとともに生徒会選挙に立候補した。

当該生徒は立会演説会に向けて、原稿を作成し、まだ原稿が完成していなかった本件生徒A・本件生徒Bの原稿の作成にもアドバイスをしていた。

10月27日、生徒会の立会演説会が行われた。

10月27日17時ころ、生徒会選挙結果が掲示される。6人中4人が当選し、当該生徒を含む2名が落選する。この掲示では、落選した生徒も含めて名前が掲載され、票数も掲載されていた。なお、当該生徒が選挙の結果を知ったのは、翌日の可能性が高い。

### 2節 本事案当日(10月28日)の経緯

当日の経緯について、当該生徒は、本件自治会担当に話しかけられたこと等の断片的な記憶しかなく、後記の本件顧問とのやり取りについては、全く記憶していないと述べている。

#### 1 登校時

当該生徒両親によれば、当該生徒について、登校時にいつも変わったところはない。登校後、当該生徒が、自治会選挙の結果を知る。8時過ぎに、当該生徒は、投票結果の掲示を自身のスマートフォンで撮影した。

#### 2 登校後

昼休みには、当該生徒は、ほかの生徒2名と教室で会話をしていた。会話を聞いていた生徒によれば、当該生徒に対し、頑張ったのに名前がない等の話をしていたとのことである。

会話をしていた生徒らによれば、当該生徒と同じく落選した生徒同士での会話で、今後の生徒会活動について前向きに話していて、当該生徒が落ち込んでいる様子は感じなかった。

13時ころ、当該生徒は、選挙の際に使用した役員候補者として自身の名前が書か

れた紙を自身のスマートフォンで撮影した。

### 3 放課後

終礼となる15時ころ、当該生徒は、黒板に記載された11月1日の予定をスマートフォンで撮影する。

15:10ころ、生徒会の教諭が声を掛け、補助役員として、生徒会活動に参加することになる。当該生徒は、生徒会として他の委員会の活動を手伝うため、生徒会室で本件生徒A・本件生徒Bと体操服に着替えていた。

15:30ころ、本件顧問が、合同チームの練習に部員を送り出すために、部室に行ったところ、当該生徒の姿が見えなかったため、声をかけるために生徒会室へ向かった。

本件顧問は生徒会室で当該生徒を見つけ、当該生徒に対し、30日(日)に公式戦があるのに、練習に参加しないかを尋ねたところ、当該生徒は、生徒会の活動があること及び、30日(日)の公式戦には、資格試験があるため参加しないことを述べた。本件顧問と当該生徒のやり取りが続き、本件顧問は生徒会室から退出した。(以下、この本件顧問とのやり取りを、「本件会話」という。)

本件顧問が教室を出た後、本件生徒A・本件生徒Bが当該生徒に話しかけたが、普段よりも突き放すような対応だと感じた。当該生徒から、本件生徒A・本件生徒Bに対し、特に直前の本件顧問とのやり取りの話題も出ず、本件部活動に行くことなどを述べ、当該生徒は1人で教室を出た。

### 4 当該校を出た後の経緯

中学生らが、当該生徒が倒れているのを見つけ、119番通報をした。

16:35、当該生徒は、本件救急センターに搬送された。

16:50、現場に居合わせた他校の職員から、当該校の教諭に対し、飛び降りた生徒が当該校の生徒証を持っている旨の連絡が入る。当該校は当該生徒が合同練習に出席していないことを確認し、本件担任から当該生徒母に連絡する。

17:00、本件救急センターから当該校に連絡があり、その後、再度、本件担任から当該生徒母に連絡する。

17:08、本件校長が教育庁へ報告する。

18:30、本件校長が教育庁へ再び報告する。

翌日午前1時過ぎころ、当該生徒が、本件救急センターのICUへ入る。

## 第2章 当該生徒と本件顧問の会話内容について

### 1節 認定した内容

本件顧問によれば、30日(日)の公式戦は、当該生徒が当然来るものと考えており、本件顧問は、当該生徒が試合に来ないと聞いて驚いたとのことである。

少なくとも「3節 録画部分」に記載される発言の前に、本件顧問から以下の趣旨の発言があったと考えられる。

当該生徒を試合に出すことも考えていた、試合に出ないとは聞いていない この日の資格試験を受けなければならないのか、試験日を変えることはできない
---

のか試合に出るようにはできないか

なぜ、あらかじめ相談をしなかったのか、試合に出ることをどう思っているのか  
チームの士気が下がる、試合に出る可能性のある選手に選ばれているのに試合に行かないのではないだろう

## 2節 その他の発言

生徒らによると、本件顧問は次のような発言をしたと述べている。

■■■■ もらっているのに試合に行かないのはあり得ない  
チームで動いているのに、(当該生徒) がこんなやつと思わなかった  
試験なんか、いつでも行ける、取り消すように親に言うように  
先輩から ■■■■ を受け継がれるものも、お前の分はない

但し、これらの発言内容について、本件顧問は否定している。

ここで、上記内容については、当該部活動では使用していない用語も使用されたことになっており、本件顧問がこれらの発言をしたことまでは認められない。しかし、居合わせた本件生徒 A・本件生徒 B は、本件顧問と当該生徒のやり取りを聞き、記録に残しておかなければならないのではないかと感じ、スマートフォンでやり取りの録画を行った。本件生徒 B は、録画することに不安を覚え、一度録画を止めたが、本件生徒 A・本件生徒 B との間で話をし、録画を再開した。

本件顧問自身も、当該生徒から「自分は試合に出ない」旨の発言があった後、口調が強くなったと述べている。

本件顧問は、声を荒げたり怒鳴ったりすることはなかったようであるが、普段よりも厳しい調子であり、録画部分について、以下のとおり、「僕出ないんでっていえるか」「まあまあもう好きにして」との厳しい言葉があること、居合わせた生徒が録画が必要と感じたことから、録画部分の前についても、強い言葉で上記やり取りが行われたと考えられる。

この録画データの存在について、当該生徒両親は、早期の段階から認識しており、本調査部会は、当該生徒両親からこの録画データの提供を受けたものである。

## 3節 録画部分

そうやって言えるか、■■■■ もらってるのに出れないでって、なんのための■■■■  
■■■■、■■■■ やねん、明日たぶんそのな、そのことがあるな。■■■■  
■■■■ やるやろ、もう僕いらないって言え、僕でないんで、いえるか  
■■■■ もらうことが…どんだけの喜びがあって…  
何のためにやってんのよ  
それはもうあきらめつかんわ  
嬉しくはなかったん前回出られへんかって、試合出たいって話してたやろ  
…で前の(生徒氏名)の時もフルで出て、で僕らの中ではもう邪魔にもなってないし入れてるねって話を先生らの中でもしたし…ていう話も出てたし、確かにそうですって、で他の(本件部活動に所属する他生徒の名前 1)にも聞いたし、(本

件部活動に所属する他生徒の名前 2) にも聞いたし「(当該生徒の名前) どうやった？」って「あ全然、その…ま頂点の二人そこの二人慣れてたし、全然大丈夫でしたよ」て3年も言ってくれてたし

まあそういう感覚なんやな、も、残念やわ、まあまあもう、好きにして

この後、本件顧問が退室して、会話は終了した。なお、この会話は、当該校の生徒会室の出入口付近で行われ、録画に残された映像からすると、当該生徒は生徒会室内に、本件顧問は出入口に面した廊下付近にそれぞれ立ち、両者の距離は1mほどであったとみられる。

#### **4節 本事案後の経緯**

##### **1 1年時**

10月29日、本件校長が、朝礼の際に教員らに状況を報告する。本件担任が病院を訪問する。本件校長・本件教頭(当時)・本件顧問・本件担任が、今後の対応を協議する。

10月30日、本件部活動の公式試合が実施され、3年生の部員にとっては引退試合となる。

10月31日、本件校長が教育庁に赴き、事情を説明する。なお、11月15日、12月20日にも校長が教育庁に赴いたほか、11月7日・11日・22日・25日、12月5日・23日、1月10日・19日、2月15日には校長が教育庁に電話した記録が残っている。

11月1日、当該生徒母が来校して、本件校長が同席して本件顧問が本事案について説明する予定であったが、当日に、当該生徒母は、当該校に対し、病院から手術の説明を受けることになったので行くことができなくなると伝えた。その後、当初の想定より上記説明が早く終わり、当該生徒母は、当該校に対し、16:30頃であれば学校に行くことができると伝えたが、当該校側の都合がつかず、来校に至らなかった。

11月2日、当該校が当該校の教員15名を聴取する。11月7日～11日、当該校が全教員を聴取する。

11月9日、当該校内で今後の対応について協議される。同協議において、本件教育相談委員長の教諭を通じて、本件SSW及び本件SCの話を共有する。

基本的には、本件SSWや本件SCは本件教育相談委員長を通じて話を聞いており、職員会議に参加して、直接意見を述べることはなかった。

11月10日、本件校長と本件教頭(当時)が本事案を担当する本件所管警察にて状況を聞き取る。

11月11日 本件校長・本件顧問・本件担任・本件学年主任が当該生徒両親と協議し、当該生徒母が当該生徒の状態を説明する。本件顧問が10月28日の状況を説明し、当該生徒が本件顧問と話した後の様子について、本件顧問の目を見て受け答えをしていたし普通だったと答えた。

また、指導の仕方について、合同チームで活動する際には協定書を交わし、行っ

た先の学校の教員の指導を受けることになっていることを伝えた。本件担任からクラスでの当該生徒の様子を説明した。当該生徒母から、学校側の出席者に対し、なぜこうなったのか知りたいので、きちんと調査して欲しい、同じような思いをする保護者がでないように指導をお願いします、と伝えられた。

11月22日、当該生徒両親から学校に対し電話があり、第三者委員会を設置してほしいとの要望が出される。

11月25日、当該校が当該生徒と同じクラスの生徒や部員らにアンケートを実施する。本件教育相談委員長が、本件生徒Cから、当該生徒の昼休みの様子を聴取した。本件担任が、生徒2名から聴き取りをする。

11月28日、上記アンケートを回収する。

12月8日、当該校が関係生徒（本件生徒A・本件生徒B）を聴取する。

12月17日、当該校が本件顧問を聴取する。

12月22日、当該生徒両親ら及び当該生徒代理人弁護士と面談し、当該生徒の現在の状況や、集約したアンケートについて説明した。当該生徒両親から、本件顧問について、どう思っているのか、病院にも来なかったし電話の一本もない旨の話が出る。

12月23日、本件校長が教育庁に電話し、本件校長は、教育庁から、本件顧問から保護者に電話をするよう助言を受ける。本件顧問から当該生徒母に電話を掛ける。当該生徒母から本件顧問に対し、これまで電話がなかったことなどについて触れる趣旨の内容が告げられる。なお、この電話で話された内容についての直接的な客観的証拠は、残されていない。

2月15日、教育庁に、当該生徒代理人弁護士が作成した、2月14日付「第三者委員会設立の要望書」が届く。当該生徒と当該生徒両親が個人情報開示請求を行うため、大阪府府政情報センターを訪れる。

2月22日、当該校が教員を聴取する。

3月7日、当該生徒代理人の弁護士事務所にて、教育庁の本件首席指導主事・本件主任指導主事が、当該生徒両親及び当該生徒代理人弁護士と協議する。その際、教育庁職員が、当該生徒母が作成した書面を受領する。

3月15日、当該校が教育庁に対し、本件基本調査報告書の完成版を提出する。なお、同報告書は、同年1月ころから本件校長が主導して作成した。

3月23日、本件校長らが当該生徒両親らに本件基本調査報告書の内容を報告する。

## **2 2年時**

7月20日、大阪府立学校いじめ防止対策等審議会が、本調査部会に、本事案の調査などを委嘱する。

7月25日、当該生徒代理人が、本調査部会に、要望書を提出する。

7月26日、本調査部会の第1回調査部会が実施される。

### 第3章 本事案に至ったこととの因果関係

すでに述べたように、本事案に際し、当該生徒に対するいじめがあったという事実は見受けられず、また、そのほか本事案に至るまでに、前日の生徒会選挙の結果を含め、当該生徒が特別に悩んでいた様子は、当該生徒両親を含めた当該生徒の周囲の人物から、見受けられていなかった。そして、当該部活動の活動時間についても、大阪府方針に沿ったものといえる。

一方、これもすでに述べたとおり、本事案の当日、本件会話があった。そして、本件会話の内容には、本件顧問が、当該生徒に対し、本件部活動への参加を求める指導的なものを含むことから、この本件会話が、不適切な指導に当たるのではないかについて、以下、検討する。

#### 1節 本件会話が不適切な指導に当たるか

この点、すでに述べたように、部活動は、対人交流を通じた多様な学びの場となっている。このことからすると、部活動への参加を求める指導が、一律に許されないものとみるべきではない。しかし、これもすでに述べたとおり、部活動に関しては、生徒の自主的・自発的な参加により行われるべきであるとされている。

こうしたことからすれば、部活動への参加を求める指導が、事実上であっても参加を強制しようとするものであるなど、その内容・態様からして、生徒の人格・人権等を否定したり、生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為や精神的に過度な負担を与えたりするようなものである場合には、不適切な指導に該当する。

これを本件についてみるに、確かに、本件顧問の発言内容は、試験を受けなければならないのかという部分など、その全てが参加を強制しようとしている内容ではない。また、普段よりも口調が強くなったという側面はあるとしても、大声で怒鳴るなどの態様でもなかったとみられる。そして、チームの士気が下がるから参加すべきだという内容についても、この一言のみで、参加を事実上強制しようとしたなどと直ちに断言できるものでもない。

しかし、当該生徒に対し、当該部活動の部員の前で、いらぬと言え【前後の会話の流れからすると、2日後に控える公式試合のベンチメンバーにはならないと言え、という趣旨である。】、試合に出ないと言え、と述べたという内容については、当該生徒にとって、極めて困難な行動を求める性質を有することから、当該生徒の人格・人権等を否定したとも評価しうるものである。また、「まあそういう感覚なんやな」「残念やわ」「まあまあもう、好きにして」という内容に加え、それらの発言を最後にその場を立ち去ったという態様についても、当該生徒に対し、精神的に負担を与えるものであることは間違いがなく、その程度が過度なものであったと評価しうるものである。

これらのことからすると、本件会話の内容・態様について、録画・録音などの客観的証拠に残されている範囲が一部に過ぎないことのほか、本件顧問が、当該生徒の受験について何も知らなかったこと、そして、この後、本件顧問にとっては自身の担任としての職務があり時間が限られていたとみられることなどの事情を考慮し

ても、本件会話は、事実上であっても参加を強制しようとするもの、すなわち、不適切な指導であった蓋然性が高い。

## **2節 本件会話が、本事案に至ったことと因果関係を有するか**

この本件会話は、本事案の当日で、しかも本事案の約1時間前という直前に行われたものである。また、この本件会話の内容にある「試合」と「試験」は、わずか2日後に行われるものであった。そして、本件顧問は、本件会話当時には知らなかったことではあるが、当該生徒にとってこの試験は、単なる資格試験にとどまらず、非常に重要な意味を持ったものである。さらに、これらのほか、すでに述べた本件会話の内容・態様などからすれば、本件会話終了直後、当該生徒の精神状況は、相当につらく、非常に追い詰められたものであったことが推測される。

これらのことからすれば、本件会話が、本事案に至ったことにつき、相当な因果関係を有するかどうかはともかく、少なくとも、何らかの事実的因果関係があったことは、否定できないと考える。

## **第V部 評価と検証、再発防止に向けた提言**

### **第1章 生徒の背景事情の把握と共有**

#### **1節 生徒理解の向上**

生徒理解とは、教師や指導者が生徒のさまざまな側面を理解し、最も効果的な指導を行うための資料として、情報を収集することを意味する。教師は、生徒の考え方、価値観、過去の経験、背景、家庭の状況や発達課題などを理解することで、個別のニーズに合った指導、支援ができる。

また、生徒自身が「理解されている」と感じる側面として生徒理解は、生徒自身が教師や指導者によって「この先生は、自分のことをわかってくれている」と感じる瞬間のことを指し、教師が生徒の視点に立ち、共感的なコミュニケーションを通じて生徒を理解することが求められる。

生徒理解は、教育現場において生徒の成長と発達を促進するために欠かせない要素である。

#### **2節 自己指導力の育成**

##### **① 自己存在感の感受**

生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開される。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性がある。そうならないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

##### **② 共感的な人間関係の育成**

学級経営・ホームルーム経営の焦点は、教職員と生徒、生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれる。失敗を恐れず、間違いやでき

ないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となる。

### ③ 自己決定の場の提供

生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

### ④ 安全・安心な風土の醸成

生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。

そのためには、教職員による生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもない。

## 3節 教職員の協力体制

教職員の協力とコミュニケーションは、教職員は個人だけでなく、教職員集団として日々の実践を振り返り、理論に基づいて課題解決策を追求する姿勢を保持することが重要と考えられる。

職員室でのインフォーマルな会話や校内研修、ケース会議を通じて、教職員間のコミュニケーションを活性化し、組織的な生徒指導を機能させることができる。

また、学校全体での取り組みとして、全教職員が役割に応じて力を発揮し、学校全体で取り組みを共有することで、教育活動の質を高め、生徒の成長につなげることができると考える。これらの要素を組み合わせ、学校の生徒指導力を向上させることがたいへん重要である。

日本生徒指導学会の新井肇は学校の生徒指導力の向上を阻む障壁について、以下のように語っている。

P. センゲの『学習する組織論』を手がかりに考えてみると。

#### ① 「私の仕事は〇〇(マルマル)だから」、それは私には関係がない。

組織内の人たちが自分の職務にだけ焦点を当てていると、各々の職務が相互に絡み合ったときに生み出される結果に対して、責任感をもつことができなくなります。

#### ② 「悪いのはあちら」

問題の原因は自分たちの外部にあると考える傾向です。例えば、不登校の原因はあの子の性格特性、保護者の養育態度とみて、自分たちを無傷な場所に置

き、学校や教職員の影響のもとで何が起きているかということは問わない姿勢をさします。

③「先制攻撃の幻想」

積極的であることが大事だという風潮のなかで、ともかく何かをやっているばよいという気になり、理論や見通しに基づいた対応を怠ってしまうことです。

④「出来事への執着」

目の前にある個々の出来事への対応にばかりとらわれていると、出来事の背後にある長期的なパターンに気づいたり、いくつかの出来事を根底でつないでいるシステム的な問題を理解したりすることが妨げられてしまいます。

⑤ ゆでガエルの寓話

カエルを煮立ったお湯の中に入れておけば瞬時に外へ飛び出そうとしますが、室温の水の中に入れて徐々に温めていくと気持ちがよくてなかなか飛び出そうとせず、やがて湯だって脱出することができなくなるという寓話です。居心地がよいと思う環境の中に長くいると、その環境に潜む問題が問題として見えなくなり、慣れから惰性的な思考に陥ることの危険性を戒める喩えです。

⑥ 経験から学ぶという錯覚

過去に学ぶ学習だけでは、予想が難しいような新たな事態に対応することはできません。時には、出現するであろう未来に学ぶことも必要になるのではないのでしょうか。そうでないと、正解が見えない複雑な課題に対する意志決定が常に先送りされる組織になってしまいます。

⑦ 経営チームの神話

管理職から解決策が示されるまで、自分たちは待っていればよいという考え方です。組織を構成する誰もが当事者意識をもって考える主体とならなければ、学校の組織改善は進みません。

上記の視点から、自分たちの学校の状況に無意識に影響を及ぼしている問題を見つけ出し、自分たちの実践を批判的に省察し、自分たちの行動を変革していくことが、学校の生徒指導力を高めるために求められるのではないのでしょうか。

## 第2章 部活動への参加

本事案以前の本件顧問に対する当該生徒の印象は、決して悪いものではなく、その点を踏まえると、普段の部活動における本件顧問の指導は、概ね不適切なものではなかったことが窺える。しかし、本事案当日は、資格試験の受験を理由に、本件部活動（公式戦）に参加しないと述べた当該生徒に対する出席を求めるやり取りにおいて、不適切であった蓋然性が高いと認定される指導が行われた。

さて、当該生徒は本事案当日の数日前に、上記資格試験の受験に必要な在籍証明書を取得していたことから、少なくともその時点までに、上記公式戦に出ないことやその日は休むことを決めていたと考えられる。この点に関しては、休むことを決めた時点でできるだけ早くきちんと連絡するようにと指導することは、部活動にお

いて協調性や責任感を養うことに資すると考えられるため、適切な指導であると考えられる。しかしながら、本事案当日、本件顧問はそのような意図も持ち合わせていたかもしれないが、実際のやり取りにおいて、当該生徒が事前に休むことを連絡しなかった理由や資格試験を受験することに至った事情等について、丁寧に聴き取りがなされた形跡は認められず、むしろ公式戦に参加しないことの問題性だけを厳しい言葉で突き付けて、結果的に当該生徒に自責感や罪悪感を抱かせるような指導になっていたと考えられる。

それでは何故、本件顧問は普段の指導場面では行なわないような不適切であった蓋然性が高いと認定されるような指導を行ったのであろうか。考えられる理由として推論されるのは、以下の通りである。まず本件顧問にとって、ベンチ入りメンバーの発表や公式戦は、部活動の指導において重要なイベントであったことである。特に、今回の公式戦は3年生の最後の試合になる可能性があったことも、本件顧問のそうした考えを強めていたと考えられる。

しかし、当該生徒から「自分は試合に出ない」旨の発言を聞いた際に、そのような自身の考えや気持ちが当該生徒に届いていないように感じ、落胆や怒りの気持ちをうまく調整することができずに、口調が強くなる等の感情的な対応になってしまったのではないだろうか。加えて、本件顧問は当該生徒とのやり取りの後に、当時担任をしていた3年生クラスの生徒の受験指導を行う予定があり、その生徒を待たせていたこともあって、時間的にも精神的にも余裕がなかったことも、不適切であった蓋然性が高いと認定されるような指導を行うことに幾ばくかの影響を与えた状況要因として考えられるかもしれない。

しかしながら、そのように理解できる理由や事情があったとしても、まずは当該生徒の意向を否定せず受け止めて、改めてゆっくりと話を聴くという機会を作るという対応も可能であったと考えられる。実際、そのような生徒の気持ちに寄り添った対応は、生徒指導において望まれる対応であるだろう。ところが、本事案当日のやり取りの最後には、「残念やわ、まあまあもう、好きにして」と当該生徒をフォローすることなく、突き放すような対応が行われていた。

「運動部活動での指導のガイドライン」(文科省)には、部活動の効果的な指導に関して、<科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく実施>、<生徒が主体的に自立して取り組む力の育成>、<生徒の心理面を考慮した肯定的な指導>、<生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導>等に留意するようにと規定されている。このような規定に照らし合わせても、本事案当日の本件顧問の対応は、適切で効果的な指導であったとは言い難いと考えられる。

ところで、部活動は、学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的参加により行われる」と規定されているだけであり、参加を強制するような規定はどこにも存在しない。そのことを踏まえると、部活動への参加は、試合に出るかどうかの決定も含めて、本来、生徒の自由意思に任されて然るべき事柄であるだろう。このような観点は、運動部活動におけるその種目が個人競技であるか団体競技であるか

に関係なく、公平に認められることが望ましいと考えられる。もちろん、団体競技の場合、生徒一人が欠席することでチームとして成立しないことがあるかもしれない。しかし、もしそういう可能性があるなら、その場合の対応や対策を予め用意しておくべきであろう。生徒に対して、“チームに迷惑をかけるから休めない”といった類のプレッシャーを、必要以上に感じさせるような指導は控えるべきであろう。

今後の部活動のあり方に関しては、生徒の自主性や自発性、主体性が尊重されると共に、可能な限り、教員間で個々の生徒が抱えている個別の事情や課題に対する認識の共有がなされ、そのことが部活動の指導においても活かされるような生徒指導体制の構築が望まれる。

### 第3章 生徒会選挙結果の掲示方法

「生徒会活動は、全校の生徒をもって組織する生徒会において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。生徒会活動は学年、ホームルームを越えて全ての生徒から構成される集団での活動であり、異年齢の生徒同士で協力したり、よりよく交流したり、協働して目標の実現をしたりしようとする活動である。」(高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 特別活動編 平成30年7月 文科省70ページ)

当該校では年2回(前期4月、後期10月)に生徒会の役員選挙が実施される。生徒から立候補者を募り、立会演説会が行われ、生徒による投票、選挙管理委員の生徒による開票の後、選挙結果は当日中に当落者名と得票数が校内数カ所に掲示される。

当該生徒が入学間もない5月、当該生徒所属クラスの学級代表であった本件生徒Bが前期生徒会役員となったことから、当該生徒所属クラスの学年代表を選出する必要が生じた。本件担任が当該生徒に立候補を呼びかけたところ、当該生徒は自ら立候補し学級代表を務めた。

同年10月半ば、後期生徒会選挙に向けて、本件生徒会担当より各担任に積極的に生徒会役員に立候補をする生徒を募るよう要請があった。本件担任はクラス生徒全員に声をかけたが、自主的に立候補を申し出る者はいなかった。後日、当該生徒に直接、本件生徒会担当より立候補の勧誘をした。本件担任が当該生徒に尋ねると、立候補の意向を示した。結果は落選であり、得票数とともに掲示され、本事案当日の朝、当該生徒が掲示を見たと思われる。

当該校では、2年ほど前から、選挙結果の掲示に、得票数や落選者の名前を掲示する方法について、異論を述べる教員がいた。つまり、一般論として、とりわけ落選した生徒にとって、自らの名前が明記されることに違和感を覚えたり、そうでなくても得票数まで明示する必要があるのかと感じたりする者がいたりする可能性は否定できない。しかも、選挙への立候補に至る過程が、そもそも生徒の完全な自発的な意思によるのではなく、教員からの依頼に応じた形などでの立候補であった場合には、よりその可能性が強まるかもしれない。

なお、本事案後、令和5年4月の生徒会選挙からは、当選者名のみを掲示するようになった。

一般的に、「自殺はさまざまな原因からなる複雑な現象であり、単独の原因だけですべてが説明できるほど単純ではない」（自殺の危険 第4刷 臨床的評価と危機介入 高橋祥友著金剛出版 39 ページ）とされている。あくまで可能性のひとつであるが、本事案当日に起こった出来事として、何らかの影響を与えた可能性は否定できない。

## **第4章 事後対応が組織的なものといえるかどうか**

### **1 節 事実関係の調査手法**

クラス及び部活動生徒へのアンケート及び個別に個人からの聴き取りが行われた。当該校の教員や生徒への聴き取りは、本件教頭（当時）と本件学年主任が中心でおこなわれ、本件教頭（当時）がメモ書きし本件校長に渡された。

聴き取り調査において、本件生徒Aや本件生徒Bの聴き取り内容と本件顧問の聴き取り内容が違っていたが、それらについて十分な検証がなされずに、本件顧問の証言が優先され、本件基本調査報告書が作成された。

### **2 節 本件基本調査報告書の作成経緯**

本件基本調査報告書の作成に際しては、本件教頭（当時）と本件学年主任が聴き取り内容をまとめ、メモとして本件校長へ渡した。そうしたメモを資料として、ほぼ本件校長の手で、本件基本調査報告書の作成がおこなわれた。つまり、対応会議のメンバーの教員も全くかかわりなく、報告書がまとめられた。

ところで、こうした基本調査報告書を作成する目的は、①なぜ、このような事が起こったのかという事実解明と、②二度とこのような問題が起こらないように、問題点や課題を洗い出し、今後の取り組みに活かしていくことにある。しかし、こうした何のために報告書を作成するのかということについて、本件校長をはじめ、対応会議のメンバーの教員も含めて、当該校の教員は、誰も理解していなかったとみられる。

また、本件基本調査報告書は、当該校の教員らに配付されていない。これは何を意味するのか。本件では、本件基本調査報告書を教育庁に提出することに心を砕かれ、教員らにその経過や課題が共有されることで、多くの意見が交換されたり、以後の教育活動に活かされたりしていくことが、おざなりにされている。当該生徒のように、つらい思いや痛みを持つ生徒が二度と生まれないように、二度と同じことが起こらないために取り組むことが教育であるはずなのに、その事例が放置されたままである。

そして、本件基本調査報告書作成にあたり、対応会議で議論された形跡がない。本件校長と教育庁との関係のみで作成されたのであれば、作成により期待される効果はない。本来であれば、対応会議で本件基本調査報告書の内容が議論され、学校としての確かな振り返りができたはずである。なぜ、そのような検証をしなかったのか、疑問の残るところが多い。

さらには、本件基本調査報告書に基づいての教職員研修が十分に行われたと思われ  
ない。報告書作成の意図や趣旨は、二度とこのような問題が起こらないように、  
問題点や課題を洗い出し、今後の教育活動に活かしていくことであるが、そのよう  
な具体的な活動はされていない。

### 3節 当該生徒両親への対応

当該生徒両親が、本件顧問からの連絡がないと述べたことに対して、本件校長が  
教育庁に相談し、教育庁から、本件顧問が当該生徒両親へ電話したほうがいと助  
言を受けて、校長室から本件顧問が電話をした。しかし、対応会議では、本件顧問  
が出ずに、管理職が中心に当該生徒両親と対応する、つまり、本件顧問が出てしま  
うと当該生徒両親の心情によくないであろうと事前に決めていたが、急遽連絡をす  
ることとなった。

対応会議で、これらの対応が十分に議論されたとは考えにくい。当該生徒両親の  
心情を察すれば、直接本件顧問が連絡するのではなく、手紙を書いて教員の気持ち  
を伝えるとか、本件校長と一緒に家庭訪問し、管理職がカバーをしながら思いを伝  
えるなどいくらでも方法はあったのではないかと考えられる。

一連の対応は、場当たりので当該の生徒やその保護者の心情に寄り添った対応と  
はとても思えないものである。

### 4節 小括

こうした事実関係の調査手法や報告書の作成経緯、当該生徒両親への対応は、い  
ずれも組織的に議論を重ね、狙いや目的をもった取り組みとは言い難く、杜撰の謗  
りは免れない。

## 第5章 個々の教員の当事者意識

本事案の内容を当該校の教職員一人ひとりが、どのように受け止めているのか大  
変気がかりであった。

まず、教職員に本事案の内容をどの程度知らせ、問題はどこにあったのか等、教  
職員全体でこの問題を考え、今後の取り組みに活かしていくといったことが取り組  
まれた形跡がない。

うがった見方をすれば、このケースを研修等で取り上げれば、悪者探しとなり、  
本件顧問の対応がまずかったのではとか、当該生徒が部活動を休むことを早い段階  
で申し出られていれば、こんなことにはならなかったなど、いずれにしても本件顧  
問や当該生徒を責めることになりかねないとの思いが働いたのではないか？これ  
では、本件の本質的な問題へのアクセスが十分にされたとは言えない。

ケース会議、対応会議では、本事案はどうしたら防げたのかを様々な視点から検  
証していく必要があった。「誰が悪い」「〇〇がしっかりやっていたら」「本人の問題  
を入学後短期間での見極めは難しい」など悪者探しやできなかつた、またやらなかつ  
た理由の後付けすることは許されない。

ここで一つ考えてみたい。

部活動におけるチームゲーム、一人の勝手な行動は許されない。チームゲームに

よく言われる「一人はみんなのために みんなは一人のために」という考えがある。素晴らしい考え方である。これはみんなで一人を支え、一人ひとりの成長のために力を合わせていくことである。チームの向上が最終目標でなく、その取り組みのプロセスが個人の成長を促す。そういう意味で捉えていくことが大切である。

「今回、部活動の公式戦に『休みます』とは、理解しがたい。健康上の理由等何らかの理由があれば、認められるが、試合間近になっての申し出は他の部員にも迷惑をかけることになる。公式戦への参加は当然である。来られないのであれば、事前に連絡を」この意識は、間違いではないが、この意識が本事案につながったのではないかと思われる。

もう一步踏み込んで考えてみれば、部活動は重要な教育活動の一環である。それは、生徒の成長に大きな影響を及ぼすことは顧問の先生方はよく知っている。

しかし、事前に生徒が「部活動、公式戦休みます」と言えなかったのは、全て生徒が悪いのだろうか？生徒の立場や目線から考えてみれば、「休みます」と言えるかどうか、この点が大変重要になってくる。高校生になれば、当然自らの考えでしっかりと欠席の連絡をするのは当然であるとの考えだけでいいのだろうか。生徒一人ひとり背負っている課題に違いがあり、本人では解決できないこともある。生徒自身がその課題を克服すべく教員は指針を示しサポートしていくことが教育ではないか。

本事案において、当該生徒の心に衝撃を与えたのは何か。当該生徒が飛び降りたことは何が原因であったのか探る必要がある。きっと本人にしかわからないことかもしれない。しかし、そのことを教員が知ろうとすることはとても重要なことであると思う。

本事案の前兆となるようなものはなかったのか、青少年の自死行動は単発の要因だけではなく、複数の要因が重なり、頭の中が混乱し、自らを責め、孤立感や無価値観に襲われ、その行為に至ると言われている。そういった観点から今回の問題を深く検証することで、同じような問題が起きないように未然防止ができる。

しっかりとした検証をすることは、関係者を責めることにはならず、教職員の生徒理解や対応の在り方をはじめ多くの知見を得ることになる。

当事者意識を育むためにはいくつかの方法がある。以下にいくつかのアプローチを具体的にあげる。

### **1 コミュニケーションの機会を増やし、良好な関係を築く**

同僚や仲間とのコミュニケーションを活発に行い、相互理解を深め、共通の目標に向かって協力することで当事者意識が高まる。

### **2 仕事の内容と役割の把握、明確な目標をつくる**

自分の仕事の意義や目的を理解する。具体的な目標を設定し、自分の役割を明確に把握することで、当事者意識を高めることができる。

### **3 フィードバックの機会を設ける**

上司や同僚からのフィードバックを受けることで、自己評価を客観的に見直すこ

とができる。改善点を受け入れ、成長につなげていく。

#### 4 適切な評価をする・仕事を褒める

自分や他人の仕事を適切に評価する。成功体験を共有し、褒めることでモチベーションを高め、当事者意識を育む。当事者意識を持つことで、仕事に対する主体性や責任感が養われ、成果を上げることができるようになる。

### 第6章 当該生徒への合理的配慮

平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）の施行により、学校の設置者及び学校には、障害のある子どもに対する合理的配慮が求められるようになってきている。

そして、当該校が作成した本件基本調査報告書には、当該生徒が「少しでも前向きに学校生活を送ることができるよう、本人や保護者の思いや意向を十分に汲んだ上で、学校生活の支援や学習支援に取り組んでいく所存である。」と記されている。この「学校生活の支援や学校支援」という文言には、当該生徒が自死行為に至ったことにより負った視覚障害などの後遺障害に対して、当該校が、合理的配慮をしていくことが示されている。

当該校では、実際、当該生徒が登校時の授業もしくはオンライン授業を受ける際に、上記の後遺障害に伴う、特に学習上の困難を改善するための情報保障やコミュニケーションの方法、および教材の活用が試みられている。具体的には、「プリントの拡大」、「見えにくい色のマーカーの不使用」、「教科書のPDF共有」、「板書の写真のデータ化共有」といった学習支援に関する合理的配慮の提供である。

一方、当該生徒および両親は、学校側が提供する上記の個々の合理的配慮に対して一定の理解を示しているが、当該生徒の後遺障害に関連する苦悩や要望について、学校側の誰に相談してよいかよく分からず、戸惑いを感じている。また、実際にそういった相談ができて、相談を受けた側の教員によって、当該生徒両親の要望に対する理解の程度や対応が異なっていたりするために、不安を抱いている。

当該校と当該生徒側の間で、このような合理的配慮を巡って齟齬が生じている状況の背景には、当該校における合理的配慮の決定や提供のプロセスに課題がある。その1つが、当該生徒や当該生徒両親が合理的配慮に関して相談できる窓口や担当教職員が、明確になっていないことである。また、当該生徒や当該生徒両親からの要望について、校内の委員会やケース会議等で決定された具体的な合理的配慮の内容や方法が、教職員同士の間でしっかりと共有されていないことである。加えて、当該校と当該生徒側の間で、合理的配慮の内容や方法、実際に提供された合理的配慮の有用性等について、双方で十分に話し合うことができる場が用意されていない可能性もあることがうかがえる。

今後は、校長を含む管理職のリーダーシップの下、相談窓口の明確化や教職員間の連携を含め、学校全体で組織的に取り組むための相談支援体制のさらなる整備が求められる。

## 第7章 SC/SSW の活用

本事案のような深刻な事態においては、事案発生後、直ちに、SC/SSW を緊急支援会議に出席要請し、メンバーに加え、アセスメントに必要な情報を十分に提供し、学校は緊密な多職種連携を行いそれぞれの専門性を活かし、「チーム学校」として協働して、事態への対応にあたることが望ましい。

SC/SSW の活用について本事案では平常時以上の特別な対応はとられなかった。本件 SC/本件 SSW の勤務日に本件教育相談委員長を通じて、問題を抱える生徒について間接的に報告され助言を得るのが当該校における本件 SC/本件 SSW の勤務体制である。SC においては、生徒や保護者と面談をすることもあるが、SSW においてはその時間的余裕がないのが実態である。SC/SSW の勤務日には多くの生徒の問題が報告され、勤務時間内に収まりきれないほどの相談があることが常である。本事案では、SV(スクールカウンセラーのスーパーバイザーで大きな事案が起こった際に緊急対応として学校を訪問し、助言する)や本件 SC/本件 SSW が支援会議に出席したことがあったが、情報は限定的で、継続的に本事案に関わることはなかった。

当初、当該生徒は予断を許さない状況にあった。しかし時間の経過とともに、当該生徒の学校生活再開に向けての準備や再開後に起こり得る多くの課題が生じた。

また、「深刻な自殺企図におよんだり、あるいは自殺によって死亡してしまう生徒を1人も出したことのない学校はまれであろう。こうした事態が一度実際に起こってしまえば、他の生徒は、一見了解不能な行為を受け止め、理解しようとするはずである。なかには、自身が過去に経験した他の喪失体験の記憶を想起して、何らかの反応を呈してしまう生徒がいるかもしれない。そしてもっとも憂慮すべきは、少数であるとはいえ、すでに何らかの問題を抱えている生徒が、自殺というものが自分にとっても解決策の1つであると考えてしまうことである。特に青年期は、自殺の「伝染性」の影響を受けやすい時期である。」(自傷と自殺 思春期における予防と介入の手引き キース・ホートン/カレン・ロドハム/エマ・エヴァンス著 松本俊彦/河合千秋監訳) とある。

本事案においては、同じクラスの生徒については本件担任から、同じクラブの生徒については本件顧問から、11月25日に本事案について報告をした。当該生徒と仲が良かった生徒はもちろんのこと、同じクラスやクラブに所属している生徒や本事案を何となく知ったという生徒も含め、本事案が生徒たちの心に与える影響は十分に予想されたと言える。本事案後、本件教育相談委員長には自殺企図を持つ複数の生徒からの何らかの訴えがあり、本件教育相談委員長を通して、本件 SC/本件 SSW に報告されている。本件 SC/本件 SSW はその数が有意に多く、その一因に本事案の影響があるのではないかと感じている。個別には可能な限り対応しているが、本事案により生徒がどのように影響を受けて動揺しているか等について、学校として十分な把握や対応ができているとは言い難い。当該生徒の容体の変化に応じて、対応すべき課題が刻々と変わる中、SC/SSW の活用によって迅速に対応する組織的協働体制の構築が望まれる。第6章にあるように、当該生徒の後遺障害の支援についても

SSW の助言が役に立ったであろう。

本事案についての正確で詳細な情報を持たない他の生徒や教員たちの心の動揺や影響に対する細やかな視点や配慮は、本事案から学んだ教訓を活かすために不可欠であろう。

## **第 8 章 事案後の他生徒に関する情報共有・ケース会議**

生徒指導体制とは、校内分掌の組織、学級担任や学年集団の連携、学校全体の協力体制、組織内のリーダーシップやマネジメントの状況、教職員の役割分担とモラル、保護者や PTA との関係性、さらには関係機関等との連携など、学校の生徒指導全体的な仕組みや機能を表す。

深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導主事等の教職員と協力して、機動的に連携する支援チームで対応することが求められる。

また、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW 等校内の教職員が連携・協働した校内連携支援チームによる組織的対応が重要となる。

このチーム支援は、生徒指導上の課題に取り組んでいる生徒一人一人に対して、保護者、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成して、課題予防的生徒指導や困難課題対応的生徒指導を行う。

### **1 チーム学校として機能する学校組織**

中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成 27 年 12 月）において、チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義されている。そのような「チーム学校」を実現するためには、次の 3 つの視点が必要となる。

第一に、「教員が教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、それぞれ独自の得意分野を生かし」チームとして機能すると同時に、「心理や福祉等の専門スタッフを学校の教育活動の中に位置付け」、教員と専門スタッフとの連携・協働の体制を充実させることである。

第二に、『チームとしての学校』が機能するためには、校長のリーダーシップが必要であり、学校のマネジメント機能をこれまで以上に強化していくことが求められている。そのためには、「主幹教諭の配置の促進や事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みの充実を図る」ことが不可欠である。校長がリーダーシップを発揮し、学校の教育力を向上させていくためには「副校長の配置や、教頭の複数配置、事務長の配置など、校長の権限を適切に分担する体制や校長の判断を補佐する体制の整備によって、管理職もチームとして取り組むこと」が重要である。

第三に、「教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするためには、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要」であり、教職員の専門性を高め、それを発揮するための環境を整備することが求められる。具体的には、教員が持てる力を発揮できるように、「校務分掌や校内委員会の持ち方、業務の内容や進め方の見直し、教職員のメンタルヘルス対策等に取り組む」ことが重要である。

## 2 生徒指導体制

生徒指導提要には『学校が一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくためには、校内の生徒指導体制をより早期に確立することが必要である。すなわち、校内の生徒指導の方針・基準を定め、これを年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、授業研修などの校内研修を通じてこれを教員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制をつくる必要がある』と示している。

生徒指導は、学校の全ての教育活動に重要なかわりをもっているため、学校の全教職員がそれぞれの役割を分担し、全校生徒を対象として指導をすすめるなければならない。

また、国立教育政策研究所生徒指導研究センターの「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書に、「生徒指導体制の確立に当たって配慮すべき事項」として、次のような事項がある。

### (1) 子どもの発達段階への配慮

子どもには発達段階があるため、その発達段階を大きく超えたり、逆に低すぎるような指導を行っている場合には、効果的な教育成果は望めない。このため、生徒指導の実施に際しても、子どもの発達段階を踏まえた実施が必要である。

また、同年齢であったとしても、個々の子どもの発達段階には個人差がある。このため、生徒指導上の支援においては、たとえ、ある子どもが他の子どもより劣っているように思えることがあったとしても、それは「その子どもに意欲がない」とか「能力的に劣っている」ということではなく、発達の過程である能力の発現が遅れていることも十分考えられるため、性急に他の子どもに合わせるような指導を行うと、逆にその子どもの自信を喪失させ、ストレスをかけることになりかねない。このように生徒指導においては、教育相談を通じて、個々の子どもの成長に合わせて実施することが重要である。

### (2) 個別の配慮が必要な生徒について

生徒の中には、個別に事情を抱え、何らかの理由により集団になじみにくい生徒、又はなじみたくてもなじめないような特別な背景を抱えた生徒がおり、生徒指導上、これらの生徒又はその家庭に対して特別な配慮が必要である。

子どもたちにはいろいろな背景があるが、昨今の状況としては、特に、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥/多動性障害）・高機能自閉症等の障害があると考えられる生徒、犯罪被害を受けた生徒、又は虐待を受けた生徒等が考えられる。これらの生徒

については、その内面に何らかのストレスを抱え、誰にも相談できずに悩んでいるケースもある。当該生徒の状況を勘案せずに、無理に集団に溶け込ませようとすると、逆にストレスを付加することになり、指導がマイナスに作用することがあるため、十分な注意が必要である。

### （３）個々の生徒及び教職員の人権に対する配慮

生徒指導において人権尊重の視点に立った指導は重要である。学級活動、ホームルーム活動での集団指導やその他個別指導での人権を尊重した生徒指導は、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する人権教育として位置づけることができ、その観点で、生徒指導と人権教育は、実際の指導現場において多くの点で一致する。

このように生徒指導において、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成することを通じて、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが重要であるとともに、生徒の暴力行為、いじめ、不登校、中途退学等の生徒指導上の諸問題の解決に当たっては、人権侵害行為の存在や人権相互間の調整を必要とする問題である可能性を念頭に置き、人権教育を基盤にした生徒指導を実施することが大切である。

以上のような配慮は、生徒指導体制の確立において重要な事柄である。

また、より機能的な生徒指導体制の確立に向けてのポイント（個人として・組織の一員として・管理職として大切にすべき点）を下記にまとめてみた。

#### （１）個人として大切なこと

- 愛情と思いやりのある姿勢
- 生徒一人一人を徹底的に大切にし、公平に接する態度
- 生徒から発信される情報等を敏感かつ的確に受信できる鋭い感性  
→早期発見、早期指導（迅速かつ的確な初期指導）
- 確かな見通しと展望ある指導、加えて地道な継続指導
- 生徒の良さを見つけ出し、ほめて伸ばす工夫
- 生徒が納得し反省できる叱り方の工夫
- 共に学び合う（学び続ける教員）姿勢  
→日々是成長（指導方法や生徒とのかかわりの工夫と改善）

#### （２）組織の一員として大切なこと

- 自己の役割の自覚と責任ある行動
- 密なる情報交換と協働体制の確立（ホウレンソウは、チョウリしてカクニン）  
→ホウ；報告 レン；連絡 ソウ；相談 チョウ；調整 リ；理解（共通理解）  
カクニン：確認（報告・連絡・相談は、調整・理解して確認する事が大切）
- 明確な役割分担でのチーム指導
- 個別指導と集団指導の補完
- 切磋琢磨、高い目標、プロ意識を持った教職員集団
- 和と信頼を培って本音が語れる教職員集団

○管理職を中心とした一枚岩の教職員集団

### (3) 管理職として大切なこと

○確かな見通しと展望を持った学校運営

○わかりやすくて確かな指示と指針

○正確な情報収集

○最高かつ最終責任者という自覚と責任ある毅然とした態度と行動

○迅速かつ的確な危機管理対応

○関係機関、諸団体と最終連携対応

○目配りと気配りそして思いやり（教職員一人一人を徹底的に大切にする姿勢）

## 第 VI 部 終わりに

すでに述べたとおり、本件顧問が当該生徒との間で行った本件会話は、不適切な指導であった蓋然性が高く、それが本事案に至ったことにつき何らかの因果関係があったことは否定できない。しかし、このことをもって、どのような意味でも教員個人を責めることにはならない。それは、本事案に至ったことについて、当該校が、学校全体として、個々の生徒の特徴や背景をより適切に理解できるように、教員全体の指導・教育の体制をさらに充実していくことが求められていた、という点がより重要だからである。我々は、本事案を踏まえて、教員全員が、そうした点をより重視してほしいと願っている。もちろん、こうした問題は、当該校だけの問題ではなく、教育全体の意識の問題でもある。

以上